

法改正・労働問題・労基署対策・労務実務を「労働問題専門」の社労士が解決！

## みらい労働法務事務所ニュース

発行者：社会保険労務士 谷口史晃

連絡先：〒530-0053

大阪市北区末広町 3-21 扇町センタービル 6階

電話：06-6809-5092 Mail [info@mirai-sr.com](mailto:info@mirai-sr.com)



### 代休と振替休日の違いは？

#### ◆振替休日とは

振替休日とは、労働契約を一時的に変更して、休日だった日を所定労働日に、所定労働日だった日を所定休日に変える制度です。同一週内で振り替えた場合や他の週の所定労働日と振り替えた場合は休日労働とはならないため、時間外や休日出勤に対する割増賃金は原則的に発生しません。

ただし、振替休日の場合、就業規則に振替休日を行うための根拠規定があること、事前に振り替えるべき日を特定することが実施の要件としてあります。

#### ◆代休とは

代休とは、休日に出勤したことの代償として、所定労働日の労働義務を免除する制度です。代休については、特に就業規則の定めがなくても実施することが可能ですが、出勤させた日が法定休日の場合は休日労働となるため、割増賃金の支払いが必要です。

#### ◆振休・代休を行うことのできる範囲は

法定休日に出勤させる場合に、振替休日については、法定休日確保できる範囲に限定されており、変形休日制を採用していない場合は同一週内、変形休日制を採用している場合は出勤する法定休日の属する4週の範囲内と決められています。変形休日制を採用する場合には、就業規則に変形休日の起算日を定めなければなりません。一方、代休については特に制限がなく、代休を直近の日に取得せず、いったん積み立てておいて時間的に余裕ができたときに取得させたりすることが可能です。

#### ◆時間外・休日労働の取扱いは

振替休日では同一週内で振り替えた場合や他の週の所定労働日を振り替えた場合は、休日

労働となりませんが、当初の休日に出勤させたことにより、週40時間を超えた場合は時間外労働となります。

代休については、出勤させた休日が法定休日の場合は休日労働となり、法定外の休日の場合は週40時間を超えた時間が時間外労働となります。

### ☆編集後記☆

先日、駅で人と待ち合わせをしている際に少し時間があつたので、偶然近くにいた「ビッグイシュー」という雑誌を路上販売している人と話をしました。

ご存知の方もおられるかもしれませんが、この雑誌はホームレスの方が販売をされており、一冊300円の販売額の内、販売員に160円が入るといふのです。

以前から街中で売られているのは知っていた気にはなっていました。いつも表紙に有名な女優や俳優を使っていたので女性向けのもの勝手に思い込んで、結局、購入したことは一度もありませんでした。

そして販売員の方にその事を伝えると、雑誌の内容やそのすばらしさについて非常に熱く語っていただき、また「女性向けと思っていた」という意見に大変関心され、今後の営業の参考にさせてもらうとまでおっしゃられました。

そして去り際に「にーちゃん良かったらこれ持ってって」とサンプル誌を手渡され「ほんまにええこと書いてあるから是非読んでくれ！」という声を聞きながらその場を後にしました。

ちょっと心温まる、そんな昼下がりでした。

お気軽にご相談ください(9:00~18:00)

TEL 06-6809-5092